

GIFU

岐阜県環境保全協会報

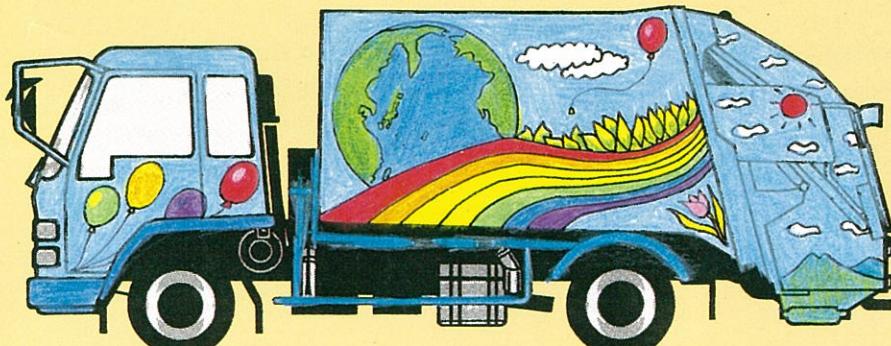
1995／第22号

平成7年1月1日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

特集 新春 委員長座談会

HOZEN



社団法人 岐阜県環境保全協会
岐阜市薮田南1-11-12 水産会館内

卷頭言 年頭あいさつ	1
理事長 小瀬洋喜	
役員一同	2
特集 新春委員長座談会	3
協会だより 第2回理事会 委員会 新入会員紹介他	9
特報 「地球環境まつり'94」盛況裡に終わる	11
トピックス 平成6年 県環境白書他	13
解説 特別管理産業廃棄物の追加、シュレッダーダストの処理基準	14
建設工事における排出事業者の範囲を明確化	16
産業廃棄物処理の委託契約 疑義について一問一答	18
会員団体の動向 大垣保健所管内産業廃棄物処理計画	22
西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会	
寄稿 オセアニアの環境保全	24
お知らせ 産業廃棄物業務功労従業員の推薦	26
大臣認定各種講習会	26
花フェスタ'95 ぎふ	27
編集後記	28

表紙写真 *ごみ収集車カラーデザイン、大垣市立星和中学校3年 伊藤章子さんの作品
ごみ問題や環境問題の啓発とごみ収集車を市民により親しみのあるものにするため、大垣市が
行ったごみ収集車カラーデザイン・コンクールの応募作品で、幼児から78才の高齢者までの多数が
応募した926点の作品のなかから見事最優秀賞に選ばれたものです。

*大垣市民の誓い、を活かした水色いっぱいの夢のあるデザインであるとの選評です。
なお、この作品のほかに、優秀賞として吉村文哉君（東小5年）と千葉豊さん（45才）の作品が
選ばれ、これら3作品は、3台のパッカー車に彩色され、いま、軽やかに街を走っています。
(大垣市環境部リサイクル推進室提供)



年頭にあたって

理事長
小瀬洋喜

明けましておめでとうございます。

平成7年の新春にあたり皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

顧みますと、昨年の環境問題の主要なキーワードは、「リサイクル」にあったと言えます。廃プラスチックの油化、ごみ焼却灰の溶融固化、ごみ発電など官民挙げての廃棄物の再生、減量化への取組み事例は枚挙にいとまがなく、さらに昨年末には、廃棄物を可能な限りリサイクルする循環型経済社会の実現を掲げた環境基本計画が閣議決定されるなど、昨年は、まさにリサイクル社会システムの構築へ向けて大きく始動した年でありました。

また、依然として厳しい処分場難への対処策として全国各地で公共関与による廃棄物処理センターの設置促進がなされ、本県におきましても昨年6月に設置された「産業廃棄物問題懇話会」により、本県の公共関与処理施設整備の方向付けが検討されているところであります。

このように、廃棄物処理の流れは、より高度でより複雑な処理へと変わりつつあります。

こうした状況の中、わが協会は、昨年は創立5周年を迎え、いま、新たなる第一歩を踏み出しています。今後の協会の活動目標は、來たるべくリサイクルを基調とする循環型経済社会に即応する新しい廃棄物処理体制の確立におくべきであると存じます。

それには先ず、いま県で進められている廃棄物処理センター計画を実現するとともに、この施設を核として、行政、処理事業者、排出事業者の三者が、それぞれの責任と役割の分担のもとに新し

い時代の要請する「適正処理・リサイクル」を推進するためのネットワークシステムを構築することが必要であります。さらには処理業を高度な技術による中間処理を主体とした新しい環境産業の担い手としての業にまで高めることであります。

もとより、新しい処理体制の実現には、行政を始め産業界、関係各位の多大のご支援、ご指導を仰がなければなりませんが、協会としての今後の具体的な事業展開としては、まず一つは、協会組織の充実強化と活性化であります。廃棄物処理の流れはリサイクルへと大きく変わろうとしており処理事業は排出事業とのより緊密な連携が必要とされます。協会組織も両者が一体となって事業推進ができる体制に整備、充実する必要があります。

二つ目は、広報活動の充実強化であります。一般県民の産業廃棄物処理に対する理解、認識には、尚不充分な面があることは否めません。今後、公共関与の施設整備を進めるにあたっても、県民の理解と協力が不可欠であります。県民をも対象とした幅広い広報啓発活動が必要であります。

三つ目は、新しい処理体制に対処するための研修、研究活動の充実、強化であります。今後の廃棄物処理は、高度な技術を要するリサイクル・中間処理が中心となります。今後、このような高度化に対処し得る処理技術や経営管理の習得のための研修、研究活動の充実強化を図る必要があります。

以上、年頭にあたっての所感の一端を申し上げましたが、会員の皆様始め関係各位の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

頌 春

年頭にあたり平素のご協力を深く感謝申し上げます



平成七年元旦

理事長 小瀬洋喜
副理事長 小田清一
" 清水正靖
理事 青山正吾
" 浅野勇
" 阿部勘三
" 石丸継治
" 種田昌史
" 大塚忠勝
" 小倉満司
" 粥川長司
" 木村虎男
" 國島弘
" 熊谷正三
" 後藤利夫
" 清水道雄

理事 鈴村兼利
" 住田治郎
" 高井信夫
" 田中一郎
" 野々村清
" 野村清晴
" 平間信冲
" 三浦茂雄
" 水谷重雄
" 山村けい
" 野口二郎
" 春田文夫
監事 事務局
" 河村勲男
常務理事 武藤光明

新春委員長座談会

—協会活動の今後の方針は—

協会は、設立後5年を経過し、次なる5年に向かって歩みはじめています。

この5年間は、廃棄物処理にとって大転換の5年間であったと言えます。産業界においては広範な分野で、廃棄物の減量化、再資源化とリサイクル社会の実現に向けての真剣な取り組みがはじまりました。

我が協会においても来るべきリサイクル社会に対応すべく新しい処理産業の確立のための事業展開が今後の大変な課題となってきます。

ここでは、協会運営の中核として活動している各委員会を代表して各委員長さんにお集まりいただき、協会活動の今後の方針について語り合っていただきました。

出席者 清水道雄（総務委員長）
 水谷重雄（研修指導委員長）
 山村けい（広報編集委員長）
 田中一郎（適正処理委員長）
 司会 河村勲男（専務理事）



左から 山村委員長、田中委員長、水谷委員長、清水委員長

司会：明けましておめでとうございます。

協会活動は、会員の皆様方の大変なご協力をいただきまして、年々活発化しており、事業も拡大、充実してきているわけでございますが、こうした発展は、事業運営の中核とし

ての委員会活動に負うところが多いわけです。今日は、委員会活動の中心として活躍されている委員長さん方が、日頃、協会の運営について考えておられることを語っていただきたいと思います。

それでは、本題に入らせていただきます。この座談会に際し予め三つほどの話題を用意しましたので、これに基づき進めてまいりたいと思います。

—廃棄物処理センターの早期実現を—

まず、第1点目としまして、産業廃棄物処理の環境は、大変厳しい現状で、会員の皆様はお互いにご苦労されているわけでございますが、この先どうなるかを語っていただき、そういう状況に対して今後協会はどうあるべきかを語っていただきたいと思います。

まず、総務委員長の清水さん、こういったことについてどうお考えでしょうか。



清水道雄氏

清水；私は、常々考えてい
るんですが、何より共
同処分場の確保が必要
でないかと思います。
今、リサイクルだ、再
生だと言われています
が、これらも勿論大事

ですが、やはり産業廃
棄物処理にとっては、処分場の確保が最優先
でないかと思います。この業界は、他の業界
に較べて体質的にも弱いですから、単独
での処分場建設は、殆ど不可能に近い。それ
で皆さんのお力を借りなければなりません。
早く共同処分場を実現して欲しいなと思いま
す。

司会；今、清水さんから切実なお話をございましたが、じつは、共同処分場の設置は、岐産協設立以来のテーマであったわけですが、それをそのまま、協会が引き継ぎ、協会としても同じ方針を建ててきたところです。こうしたなかで、協会の役割というものをどのようにお
考えですか。

清水；我々民間の業者については、ほんの一部で

すが、良くないニュースが報道されることな
どから、我々業者がいろいろ住民にたいし
て説明してもなかなかご理解頂けない。現在
の処理技術は非常に発達していますから、
しっかりやれば安全に適正処理が出来るわけ
です。また、本県の指導要綱も全国でも先進
的なもので、これに従えば、まず問題はない
と思うわけです。こういった点を協会も、民
間企業に対してだけでなく、広く一般に対し
てPRしていただきたい。協会は、排出事業
者等も入っている社団法人ですから、積極的
に広くPRしていただきたい。

水谷；今、清水さんがおっしゃったことに全く同
感です。我々も岐産協始まって以来20年近く
共同処分場の設置を目指して、東濃、中濃、
西濃と3か所に設置して、みんなで郷土の環
境を守ろうと今日まで努力してきたわけですが、
なかなか住民の理解が得られなく遅々と
して進まない。個々の業者が小さいものを造
るよりも、大規模なものを造った方がコスト
的にも良いわけで、3か所と言わず2か所で
もよい。幸い東濃については、条件つきながら、
地域の同意も得られたようで、まず、東
の処分場を確保し、それから西濃の処分場に
取りかかるという手もある。我々は、まず、
東の処分場の建設に協力し、お手伝いもした
いと、私はそう思っています。

山村；皆さんのおっしゃる住民に対する広報を充
分にやっていかなければならないのですが、
力不足で申し訳なく思っています。私がいろ
いろお聞きしますと、業界に対する不信感も
強いものがあり、会員の誰もが、いまお二方
がおっしゃったことを願っているが、この点、
広報委員長としても悩みの多いところでござ
いまして、事務局では、非常に努力してい
たいているところですが、この点皆様のご指
導をお願いしたいところであります。

司会；それでは、このことについて一番中心に

なって活躍いただいている、適正処理委員長としての田中さん、一つ今までのこととまとめながらお願ひします。



田 中 一 郎 氏

田中：岐阜協始まって20年近くになりますが、広大な処分場は、とても個人の力では出来ない。平成元年に保全協会を造ったが、これもひとえに共同処分場を作るためであり、それに処理業界のレベルアップのためである。それからもう6年になるわけですが、現状からみて大きな課題は、共同処分場を作ることです。

幸いにして、適正処理委員会を中心とした検討チームができ、これによる検討が、廃棄物処理センター設置検討のための県の懇話会へと繋がって行ったわけです。東濃は、実現がほぼ見えてきたと希望を持っているわけです。また、次の所も、その実現の手法は違いますが、今、県の懇話会において提言案がまとまりつつあると聞いています。我々としては、東濃、中濃、西濃の3箇所に共同処分場を作りたいと思っています。しかし、この三つが実現しなくとも、一つでも、出来るだけ早く稼働出来ることを願っています。これにより、業界、排出事業所みんなが繁栄できるようになりたい。これが適正処理委員長としての夢であります。

そこで、協会の役割としては、会員の経営上の相談にのるとか、会員に対する一般からの苦情の処理にあたるとかをお願いしたい。また、理事長さんは、学者ですから、処分場設置の場合に、その安全性などを、学問的な観点から地域住民に、説得していただくようなことも大事でないかと思います。

— 協会の三位一体制の メリットを活かせ —

司会：ありがとうございました。それでは次に、協会は今後どのような事業展開をして行ったらよいかという点にしほって、ご発言ください。水谷さん如何ですか。

水谷：共同処分場の設置は、必須の課題である。将来それが稼働するにあたって協会がどのような役割を果たすかということですが、そういった処分場が開設されて、そこへ持ち込む廃棄物のチェックをする窓口を協会が担当する。そうしたなかで埋立て物にたいして一定の割合の手数料をいただき、これを財源として、チェック等の運営費に充てるというようなことも考えられる。



山 村 けい 氏

山村：協会は、やはり我々零細な業界を支援する役割を持たなければならぬと思います。これが協会へ参加するメリットであると思います。そのためには、協会における理事長、事務局の役割は大きいと思います。

私が実際に経験したことなんですが、かつて産業廃棄物対策基金の造成事業で企業に募金を行った時に我々業界の者では、なかなか理解してもらえたなかった。それが後日事務局に行っていただいたら、即座に了解してもらったということがありました。この時につくづく、協会における事務局の重要性を痛感したわけです。このように、業界の方が、処分場の設置等で住民の同意が得られず困っておられるとき、理事長さんなり、事務局なりにお出ましいただいて、一押しやっていただけば住民の対応も変わってくるのではないかと思うわけです。

田中；事務局は、やらなければならない事が多くあって大変だと思いますが、我々が市町村で事業を始める場合に、一私企業の立場では、どうしても軽んじられる。我々のバックには、初代理事長に知事を仰ぎ、いまは、環境学者の小瀬先生が理事長を勤められる立派な協会がありますよと、会員がここで事業を起こすことは、いわば県が保証することと一緒にですよと。こういう支援を望みたい。それには我々業界の信頼性の一層の向上が必要ですが。

一 産廃問題、協会事業の幅広い啓発、広報を—

司会；それでは、最後になりますが、今までお話しいただいた協会の役割なり、事業なりを実施していくうえで各委員会は、どういうことをなすべきかを、ここでは、お互いに他の委員会に何をやっていただきたいかを希望するという形でお話いただきたいと思います。まず、広報編集委員会に対して何かございませんか。

山村；その前に、事務局の方から、広報委員会は、どういうことやれとかの要望はございませんか。

司会；広報の課題としては、会員に対するより一層の情報提供と会員外の一般県民に対する産廃問題の啓発などが急務でございます。この対外広報については今年度の事業方針にも入っています。その一つとしてこの6月に新聞による広報をしたのです。その他、研修会、講習会等機会のあることに協会の業務内容の周知を図り、その結果、この夏以来8社の正会員新規加入申込みがありました。

清水；一般県民に対する産業廃棄物問題についての啓発ということが大事だと思います。例えば、産業廃棄物処理施設についても、産業振興上その必要性は充分わかって貰えるんですが、いざ、設置となると自分の所はダメで、

他所へ持っていくといつた、産業廃棄物は何か有害、危険な物だという認識が強い。こうした認識を改めていただくためにも一般県民に対して積極的にPRしていただきたい。

それから、産業廃棄物対策基金も皆さんの大変なご努力によって3億円が達成出来ましたが、今後5億円、10億円と皆さんにご協力いただいて、県民の皆さんに、協会は、このように、産業廃棄物の適正処理と、その安全性の保証のために努力していますよとともに、もっとPRして貰いたいと思います。

もう一つ、今、協会は、一般啓発活動としては、県の地球環境まつりとかに協賛しているが、それはそれとして、もっと独自のプロジェクトを組んで広く県民に産廃問題を理解させるような活動が必要だと思います。勿論、事務局の人手の問題もあるが、必要な人員については確保してもお願いしたいところです。

それに、県の地球環境構想も、知事さんも積極的に進めようとしていらっしゃるので協会の立場からも、積極的にPRしなければならないと思います。

司会；事務局としても、ご案内のような陣容で、やっているわけですが、ご期待に沿えない点もあるかと思います。ただ、協会の組織としては総会、理事会で方針を決めその方針に基づき各委員会でそれぞれの実施方針を決め事業の実施にあたる。これが事業運営の原則です。事務局の陣容が足りなければ、委員会活動でカバーする事になるが、委員の方もそれぞれの業務をお持ちで大変であろうと思うわけです。いまお話の事務局を強化せよと、大変ありがたいことですが、会員の高い会費でやっている現状では、なかなかそうもいきません。だからといってやらなくてよいということではございませんので、今後勉強させ

ていただきます。

田中：先程も申し上げましたけれども、より広く県民の皆さんとかに産業廃棄物に対する認識を改めていただくようなPRをやっていただきたい。



水谷重雄氏

水谷：処理業者というものは、その前身があまりにも良くなかった。お互いに足の引っ張りありをしてきた、そこでお互いの連携を取り合ってしっかりやろう

じゃないかと組合をつくり、さらに官民一体の協会を作り、みんなで力を合わせて体質を良くしよう、共同処分場も作ろうと努力してきたが、なかなか一般に理解が得られない。

そこで、広報に期待することは、このように我々も努力をしていることをもっと広くPRして貰いたい。

司会：それでは、適正処理委員会にたいしては、どうですか。

山村：共同処分場が早期に設置できるようご努力をお願いしたい。

水谷：研修会等等の機会に実施したアンケート調査の結果をみても処分場の早期設置が望まれているんですが、さきほどから出ているように、県内3か所の共同処分場を早く設置していただくよう頑張っていただきたい。

司会：それでは、研修指導委員会に対しては、

水谷：ちょっと、当の私から一言申し上げますと、近年、大臣認定講習や法令説明会等の開催が非常に多くなりましたが、これら研修会は研修指導委員会の事業として、会場には、研修委員さんが、それぞれご多忙なかなを都合をつけていただき、毎回詰めていただいております。大変ありがたいことです。

山村：講習などが多くなって他の委員会からも応

援が必要とあらば、私たちも応援いたしますので。

司会：それでは、総務委員会について何か。

水谷：今でも、ご努力いただいているが、より一層の組織の充実にご努力願いたい。

山村：さきほども、活動の充実のためには、事務局の増強等必要な経費を充てても良いというお言葉がありました、大変ありがたいことで、感謝いたしております。

司会：ありがとうございました。ただいま委員会活動についてのお話のなかで各委員さんの参加の問題が出てきましたが、それぞれの委員会で企画される事業、行事には沢山の方の参加をいただいている。例えば、環境週間の行事や、地球環境まつり行事など、その事業の所掌の委員会以外の委員さんも沢山ご参加いただきました。

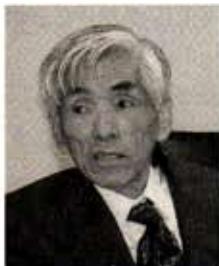
そして、総務委員会について、ここで申し上げれば、総務委員会においては、ただいま、協会の組織強化、活性化ということについて、検討プロジェクト・チームを作りて検討をさせていただいている。

〈まとめ〉

— 協会設立の理念に則り 今後の廃棄物処理の流れを 的確にとらえた活動を —

いろいろご意見を賜りましたが、それでは、ここで、司会者として全体を纏めさせていただきます。

まず、第1点として協会のメリットの問題ですが、協会は、財團法人として、初代理事長を知事が勤めたという経緯からして、公益性を正面に掲げて今日まで活動してきました。そうしたなかで、ここでも度々でてきた東濃の処分場のように個々の企業の方が、最大限の努力をしておられるときに、一企業の



河村勲男氏

問題だからといって、協会が横を向いているというような印象を持たれては困るんであります。そして、協会は、処分場設置問題の現況からみて、私企業では対応出来ない部分にどう係わるか、今後検討をしなければならない大きな課題であります。

それから、処分場の設置等施設の整備は、個々の企業で整備されるのが大原則であると思います。しかし、現実にはそうはいかないということで廃棄物処理センター設置が検討されていることは、皆さんもご承知のとおりありますが、こうした公共が関与する場合でも、あくまでも既存処理業者の事業の補完を行うような関与でなくてはならないと思っています。要するに民間企業を圧迫するという形の関与は避けるべきであるという原則に立って、これまで適正処理委員会で検討していることをご承知おき願いたいと思います。

従いましてこうした協会の考え方、働きを会員の皆様が、どう利用していただくかが、協会員のメリットにつながるものであると思います。ただ、話が具体的でなく、かつ、今後の事にもなりますので、種々ご批判もいただいている事は事実ですが、これから、現在県で進めている処理センターの具現化と併せて具体的な事業展開をしなければならないと思っています。

次に、個別のことで、今後の事業推進に当たっての考え方を4点ほど申し上げておきま

す。

1つは、産業廃棄物処理は、県政の重点事項でもあるから、それを担当する処理業に対しては、従来のような規制だけでなく、業の育成指導に転換すべきであるということ。

2つ目は、地域住民、県民にご理解がなければ、協会が幾ら立派な構想を描いても絵餅に過ぎない、先にもお話をあったように広い啓発、広報活動が必要であること。

3つ目は、組織の強化です。現段階では、残念ながら処理業は、成熟には至っておりません。協会の会員はいわば優良業者であります。したがって正会員をただ増やせば、組織の強化に繋がるとは思っていません。そして今後の廃棄物処理の展開としては、排出事業者とのより強固な連携が必要である事から、協会活動も排出事業者と一体となって進める必要があること。

4つ目は、今後の廃棄物処理の中心になるのは、高度な技術を駆使した中間処理ではなかろうかと思うわけです。従って今後の研究・研修活動の中では、こうした技術習得の方策を講じなければならないと思っています。

最後に、お願ひ致しますが、この協会組織の活性化は、委員会の皆さんのご活躍に負うところが、誠に大きく、また会員の期待も大きいと思います。私ども事務局と致しましては、各委員長さんがたのご指示に従って出来るだけの努力は致しますので今後ともご指導のほどお願い申し上げます。

以上を持ちまして、座談会を終わらさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

(文責 事務局 武藤)

第2回理事会開催

12月14日午後3時から岐阜市の「ホテル十八楼」において平成6年度第2回理事会が開催されました。

この理事会は、平成6年度の一般会計、特別会計予算の補正議案と同年度上半期の事業執行状況報告を主な議題とした会議で、その他新規加入会員の承認案件等が提案され、いずれも全会一致で可決承認されました。

とくに補正予算案につきましては、本年度実施の協会創立5周年記念事業や地球環境まつり'94協賛事業の確定に伴う所要の補正措置を講じたものであります。

また、当日は、理事会終了後同ホテルで会費制による懇親会が行われました。和やかな雰囲気のうちに、産業廃棄物処理問題、協会運営問題等について意見、情報交換が行われました。

理事会に提案された報告案件、議案は、次のとおりです。

第1号報告 平成6年度事業執行報告について

第2号報告 平成6年度一般会計予算及び岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計予算執行状況について

第1号議案 平成6年度一般会計補正予算について

第2号議案 平成6年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計補正予算について

第3号議案 新規加入会員の承認について

各委員会開催

第3回広報編集委員会

11月11日午前10時から「めしや・やぶた店」で
議題 ①会報第21号の発刊について（報告）
②会報増刊号「協会要覧（平成6年度版）」
の発行について（報告）
③会報第22号の編集方針について

③の議題については、第22号が、新年号であることから、その特集として「新春委員長座談会」を掲載することが決定されました。この企画は、リサイクル、減量化と廃棄物処理の態様が変わろうとしているとき、今後協会活動はどうあるべきかを協会運営の中枢となる委員会を代表して委員長さんに語ってもらおうとするもので、本号に特集として掲載しました。

第4回適正処理委員会

11月11日午後3時から「レストラン・フジ」で
議題 ①岐阜県産業廃棄物問題懇話会について
（報告）

②その他委員会関係事業について（報告）

議題の①は、岐阜県における産業廃棄物処理の公共関与の在り方を検討する「岐阜県産業廃棄物問題懇話会」の報告で、当日の委員会では、懇話会が去る10月30日、11月1日に行った公共関与施設整備の先進地岩手県の視察と、同地で開催された第4回懇話会の検討概要が報告され、これに基づき委員会における質疑、意見等の討議が行われました。

委員会討議における最大の関心事は、公共関与施設整備がゴーとなった場合において①既存処理業者との係わり、②建設資金の調達方法でした。

これら討議の内容については、当協会から懇話会委員として参加されている小瀬理事長に託し、今後の検討に反映させていただくこととされました。

ウエステック'94視察研修

10月17日、18日、千葉市の幕張メッセでの「ウエステック'94」の視察研修を実施しました。

この展示会は、厚生省始め関係省庁の後援を受け、全産連等廃棄物、リサイクル関係団体が主催するもので、最新の廃棄物処理、リサイクル技術を一堂に集めたもので、10月18日から4日間開催された展示会で、今回が4回目です。

協会だより

この研修は、研修指導委員会の企画事業として、小瀬理事長、高橋大垣市環境部長を始め保健所職員等の参加をいただき、総勢33名で実施しました。

特別管理産業廃棄物管理責任者 講習会終る

厚生大臣認定の特別管理産業廃棄物管理責任者講習会は、10月7日から4日間（4回）の日程で終わりました。受講者は次のとおりでした。

この講習会受講を資格とする管理者制度は、本年4月1日から実施されるのですが、県と協会は、昨年3月からほぼ半年間にわたって受講の周知を図ってきましたが、なお受講漏れをしたとの問い合わせが出ています。協会としては、来年度においても講習会の開催を予定しています。今後の本誌等の広報にご注意下さい。

開催日	10月4日	10月5日	10月6日	10月7日
受講者	201名	198名	169名	135名

新入会員の紹介 12月14日の理事会で次のとおり新入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名	代表者	所在地	業の区分	備考
松野商店	松野武雄	愛知県春日井市松河戸町1359	収運	
丸石(株)	石原孝市	岐阜市須賀1-10-1	収運	
神岡鉱業(株)	柴田隆顕	吉城郡神岡町大字鹿間1-1	中間	
王春工業(株)	加藤尚典	愛知県春日井市高蔵寺町3-39	収運、最終	
丸武産業	杉下武夫	高山市松之木町1688-12	収運	
(有)丸大衛生社	木村辰男	高山市下岡本町1797-1	収運	
飛驒清掃(株)	木戸さかえ	大野郡清見村大字三ヶ谷1685	収運	
福田道路(株)	福田正	新潟市川岸町1-53-1	収運、中間	
(有)サンフラー	尾崎進	羽島郡岐南町徳田3-242	収運	

〈賛助会員〉

社名	代表者	所在地	備考
(有)隆和	坂口 隆	岐阜市青柳町4-33	

上記の新入会で、会員数は正会員180人、賛助会員44人、特別会員8人、計232人となりました。

廃棄物と環境を考える全国大会

第7回「廃棄物と環境を考える全国大会」が、10月5、6日の両日松江市で開催されました。

今回の大会は、「地球環境の保全と私たちの役割を考える」をテーマとし、記念式、パネルディスカッション等が行われ、全国から1,300人が参加しました。

パネルディスカッションにおいては、厚生省の木下産業廃棄物対策室長や全産連の鈴木専務理事らがパネリストとして参加され、特に産業廃棄物と生活環境についての議論が活発に行われたことが注目されます。

なお、式典において関係功労者の表彰が行われ本県では、次の3氏が厚生省生活衛生局長感謝状受賞の栄に浴されました。

白井清三 日本ウエストン(株)

木村虎男 (株)研木村

清水道雄 寿和工業(株)

地球環境まつり'94大盛況

協賛出展の『廃棄物資源化クイズ』も大好評

『地球にやさしい、エコライフ』をテーマとした「地球環境まつり'94」が10月8日、大垣市の大垣競輪場で大盛況のうちに開催されました。

まつりは、開催地が都心部であったこと、当日が学休日であったことなどから、早朝から、家族連れなど3万人が来場し、終日、会場狭しと繰り広げられた数々の展示コーナー、不用品のフリーマーケット、歌謡ショー、地域特産の飲食店などを回り見たり、聴いたり、喰べたりの楽しい賑わいでした。

まつりは、午前10時環境美化推進大会の開催で始まり、大会では、環境美化に功労のあった団体、個人15名に知事感謝状が贈呈されました。続いてごみ減量化セミナーが開催され、地域の活動家のごみ減量化の努力の体験発表等がなされ、来場者は熱心に聴入っていました。なかでも壯観を呈したのが不用品のフリーマーケットでした。薄暗い発券場の土間に所せましと衣類、道具類等が並べられた光景は、終戦直後の物資不足の時代を想い出させるものがありました。いや、現代は有り余る物のリサイクル意識の高まりの結果であるのですが。

協会は、このまつりに「廃棄物資源化クイズ」を出展しましたが、これがまた大好評で、千人を越える挑戦者が押し寄せ、新調の揃いのハッピを着込んだ係員一同は、対応に大わらわでした。

クイズは、木くず、廃プラスチック、下水汚泥



正門メイン看板

の廃棄物三品と、その傍にレンガ、炭、灯油、堆肥の廃棄物からの再生品を展示し、「どの廃棄物からどの再生品が出来たか」を実物を見ながら答えさせるもので、挑戦者は真剣な眼差しで実物を見つめ、頭をひねっていました。

係員の『親切、な助言もあってか正解者が非常に多く、終いには賞品が品切れとなるような好成績でした。



新調のハッピを着て『さあ呼び込み』だ



ヘドロから何が出来るのかな…?

挑戦者の真剣なまなざし

このクイズ出展にあたっては、多くの会員の方々、さらには会員企業の従業員、その家族の方々までにご来授いただき、なごやかななかに意義ある催しとなりましたことを感謝申し上げます。

なお、「地球環境まつり'94」が成功裡に終わることに対して、県からお礼のメッセージを頂きましたので、ここにご紹介いたします。

「地球環境まつり'94」の実施結果報告について

岐阜県環境整備課

廃棄物行政の推進につきましては、日ごろから御協力いただきありがとうございます。

また、去る10月8日(土)に大垣競輪場に於きまして「地球環境まつり'94」を開催しましたところ、会員の皆様方には多数御参加いただきありがとうございました。

当日は、好天に恵まれたこともあり、会場には約3万人が訪れ、「地球環境まつり」の名にふさわしい県民総参加の「地球にやさしい運動」を展開することができました。

今回の地球環境まつりは、消費生活課との共同開催ということもあります、「地球にやさしくエコライフ!」をテーマに省資源、省エネルギー対策まで幅広く取り組んだわけですが、関係団体の御協力を得て多くの充実したコーナーを設営することができ、御来場いただいた方々には、楽しみながらリサイクル社会構築への意識を高めていただけたことと自負しております。特に、「廃棄物クイズ大会」や「リサイクル楽市楽座」など各コーナーとも大変な賑わいでしたが、御担当いただいた関係役員さんの御努力により、お陰をもちまして順調に予定を消化することができました。

現在、岐阜県では「廃棄物・リサイクル対策」を県政の重点点検項目として各種施策を展開しているところですが、円高による輸入原料の低廉化など再生品利用の普及促進を阻害するような要因も表面化しており、廃棄物処理対策を推進する上で地域に根ざしたリサイクル社会を構築することが肝要となっています。

このような状況の中で「地球環境まつり」は、多くの方に参加してこうした意識を高めてもらい、行動していただくための引き金として、皆様の御協力を得ながらこれからも内容を充実させ実施していくたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

岐阜県 平成6年 環境白書を発表 産業廃棄物処理業者さらに増加

県は、昨年10月「岐阜県環境白書」の平成6年版を発表、刊行しました。

この白書は、本県における公害、自然環境の現状と環境保全に関する施策をとりまとめたもので、今回で23版を数えました。

その内容は、まず、環境の現状については全般的に良好であるが、生活排水、近隣騒音、廃棄物等による都市、生活型公害といわれる新たな環境問題が顕在化していると例年の視点で把えていく。

課題としては、近時、県民が単に公害の防止にとどまらず、積極的により質の高い快適な環境を求めようとしていることへの対応と、より広く地球的規模での環境悪化に向けた対応が必要である

としている。

こうした状況への対策としては、21世紀に向けた総合的、計画的な施策の推進のため環境行政の在り方について検討を進めていくとしている。

産業廃棄物処理に関してみると、廃棄物の発生量は、年々増加傾向にあり、平成5年は666万tと推定（前年649万t）され、中間処理等は一向に進展を見せていない。

産業廃棄物処理業の許可取得者は、年々増加しており、同5年は1,175者（前年1,080者）と急増している。これらのうち約90%が収運のみの業者であるが、近年、中間処理を中心とする処分業に係わる業者が着実に増加していることが注目される。

生産から廃棄までの環境影響を評価

エコマーク認定基準の強化を検討 —環境庁—

地球を腕で抱いた、おなじみのエコマーク商品の認定基準が厳しくなります。

エコマーク制度は1989年に導入され、現在61品目、2,500種類の商品が認定されていますが、以前から「基準があいまいで本当に環境にやさしいかどうかわからない」等の批判があり、このほど、環境庁では認定基準を全面的に見直す方針を決めました。

現在の基準は、「他の商品との比較において環境への影響が小さい」ことが基本になっており、「再生原料を使っている」「使用にあたってゴミが出ない」等といった商品的一面をとらえて認定されることが多かったとされていましたが、今回の見直しでは、原材料の調達から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの各段階で、環境に与える影響を総合的に評価するライフサイクル・アセスメント

（LCA）という客観的な評価手法を導入し、例えば、その商品を作るに要するエネルギーの量や廃棄物の量、リサイクルの体制などを各項目ごとにチェック、評価してトータルで高得点であれば認定するという方式に換えられるとされています。

今後、環境庁で消費者代表、学識経験者等による検討会を作り、検討を重ね、本年中にも財團法人日本環境協会により新基準が作られ、これによる認定が行われる計画となっています。

また、新基準では、その商品を作る企業ごとの環境への取組みも審査対象とするかどうかも検討することとされており、そうなると同じ種類の商品でもそれを作った企業により認定の可否が分かれることになる可能性がでてきます。

（11月4日付 朝日新聞による。）

特別管理産業廃棄物が追加される
シュレッダーダストの埋立ては管理型処分場で

廃棄物の処理及び清掃に関する
法律施行令等の一部改正について

岐阜県環境整備課

近年、化学物質の生産、使用の多様化に伴い、これらの物質による人の健康への影響が懸念されております。

また、現在、安定型最終処分場で処分されているシュレッターダスト（自動車、電気機械器具等を破碎処理し、鉄くず等を選別除去した後に生ずる廃棄物で、廃プラスチック類を主体とし、金属くず、ガラスくず等が含まれるもの）から、重金属等が溶出する恐れがあることが判明しました。

これらのことを受け、今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等が改正され、特別管理産業廃棄物の追加及び処分基準の改正並びにシュレッダーダストの処分基準の強化が行われましたので改正の主な内容を紹介します。

なお、施行令の施行日は平成7年4月1日です。

1. 特別管理産業廃棄物の追加等

(1) 特定有害廃油の追加

従来は特定有害廃油としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが規定されておりましたが、今回の改正で特定の施設から発生する次の物質が新たに特定有害廃油となりました。

①ジクロロメタン ②四塩化炭素 ③1,2-ジクロロエタン ④1,1-ジクロロエチレン ⑤シス-1,2-ジクロロエチレン ⑥1,1,1-トリクロロエタン ⑦1,1,2-トリクロロエタン ⑧1,3-ジクロロプロパン ⑨ベンゼン

(2) 特定有害汚泥・廃酸・廃アルカリの追加

汚泥、廃酸、廃アルカリのうち、次の物質を一

定以上溶出又は含有し、かつ特定の施設から発生するものが新たに特定有害汚泥・廃酸・廃アルカリとなりました。

特定有害汚泥	溶出基準	成分基準
特定有害廃酸・アルカリ		
①ジクロロメタン	0.2	2
②四塩化炭素	0.02	0.2
③1,2-ジクロロエタン	0.04	0.4
④1,1-ジクロロエチレン	0.2	2
⑤シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	4
⑥1,1,1-トリクロロエタン	3	30
⑦1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.6
⑧1,3-ジクロロプロパン	0.02	0.2
⑨ベンゼン	0.06	0.6
⑩シマジン	0.03	0.3
⑪チオペンカルブ	0.2	2
⑫ペニゼン	0.1	1
⑬セレン	0.3	1
※鉛	3 → 0.3	10 → 1
※砒素	1.5 → 0.3	5 → 1

(注) ※印は基準強化 (単位: mg/ℓ)

(3) 特定有害鉱さい・ばいじん・燃え殻の追加

鉱さい・ばいじん・燃え殻のうち次の物質を一定以上溶出し、かつ特定の施設（鉱さいを除く）から発生するものが新たに特定有害鉱さい・ばいじん・燃え殻となりました。

特定有害鉛さい・ ばいじん・燃え殺	溶出基準
①セレン	0.3
※鉛	3 → 0.3
※砒素	1.5 → 0.3

(注) ※印は基準強化 (単位: mg/l)

(4) 処分基準の改正

ジクロロメタン等追加12物質(セレンを除く)を含む廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却等を行い、判定基準に適合させる必要が生じました。

また、セレンにかかる判定基準に適合しない廃棄物の埋立処分を行う場合には、遮断型最終処分場(公共の水域及び地下水と遮断された処分場)への埋立が義務づけられました。

追加化学物質の概要

- ①ジクロロメタン: 殺虫剤、塗料、塗料剥離に使用。揮発性。
- ②四塩化炭素: フロンガス製造、金属洗浄用の溶剤、塗料・プラスチック製造に使用。揮発性。
- ③1,2-ジクロロエタン: 塩化ビニール製造、合成樹脂原料、殺虫剤、医薬品、イオン交換樹脂に使用。揮発性。
- ④1,1-ジクロロエチレン: ポリビニリデン共重合体の製造、化学中間体として使用。揮発性。
- ⑤シス-1,2-ジクロロエチレン: 塩素系溶剤中間体、溶剤、香料として使用。揮発性。
- ⑥1,1,1-トリクロロエタン: 金属の常温洗浄、蒸気洗浄、ドライクリーニングの溶剤、エアゾールに使用。揮発性。
- ⑦1,1,2-トリクロロエタン: 油脂、ワックス、天然樹脂、アルカロイドの溶剤に使用。揮発性。
- ⑧1,3-ジクロロプロペン: 有機塩素系の殺虫剤で、土壤害虫防除を目的に播種前・植付前の畳土壌中に注入し使用。揮発性。
- ⑨チウラム: ジオカーバメート系殺菌剤。リンゴの黒星病・黒点病防除、作物の種子消毒、芝生の消毒に使用。
- ⑩シマジン: トリアジン系の除草剤。苗代、ジャ

ガイモの初期栽培に使用。ゴルフ場でも使用。

- ⑪チオベンカルブ: チオカーバメート系の除草剤。水田の田植え時の前後に使用。
- ⑫ベンゼン: 染料、合成ゴム、合成洗剤、有機顔料の原料として使用。揮発性。
- ⑬セレン: 光電池、光度計、半導体、合金製造等に使用。

2. シュレッダーダストの埋立処分基準の強化

シュレッダーダストについては、これまで安定型最終処分場(浸出水による汚泥防除措置が講じられていない処分場)に埋立処分することが認められていましたが、シュレッダーダストの埋立処分に伴う環境汚染を防止するため、管理型最終処分場(遮水シート等を敷き、浸出水による汚泥防除措置が講じられている処分場)への埋立処分が義務づけられました。

なお、施行日は平成7年4月1日ですが、シュレッダーダストを政令公布の日(平成6年9月26日)において現に受け入れている安定型最終処分場については、施行後1年間は新たな処分基準の適用は猶予されます。

3. 今後必要な手続き

(1) 処理業者

追加された特別管理産業廃棄物を平成7年4月以降に扱う処理業者の方は、事前に特別管理産業廃棄物処理業の新規又は変更(品目追加)の許可を取得する必要があります。

(2) 排出事業者

追加された特別管理産業廃棄物を排出する事業者の方で、特別管理産業廃棄物管理責任者を置いていない方は、講習を受講した特別管理産業廃棄物管理責任者を新たに設置する必要があります。

なお、詳細については県環境整備課、岐阜市環境総務課又は県立保健所へ問い合わせてください。

建設工事における排出事業者の範囲を明確化

厚生省が通知

厚生省は、建設工事から生じる産業廃棄物の排出事業者の範囲について解釈の統一を図り、建設廃棄物の適正処理推進のため「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」と題する通知を昨年8月31日付けで各都道府県等あてに発しました。

この通知は、1昨年10月にいわゆるフジコー事件（㈱フジコーが本来必要のない産業廃棄物処理業の許可を取得せざるを得なかつたために要した費用の支払いを求めた国家賠償訴訟事件）で東京高裁が示した「下請業者も廃棄物処理法でいう排出事業者にあたる」という判断に対して、厚生省が正式な見解を示し、排出事業者の範囲の解釈の統一を図ったものといえます。

通知では、建設工事の下請けにおいても一定の請負形態の場合には、下請業者も排出事業者に該当する場合があることを認めている。しかし、建設工事が多様な請負形態で行われている実態から、下請業者として建設廃棄物の処理を行うことが想定される建設業者は、幅広く産業廃棄物処理業の許可を取ることを求めていました。

また、下請業者が排出事業者に該当する場合（この場合、元請業者と下請業者が共同して排出事業者となる。）においても、元請業者は、マニフェストを交付しなければならない等排出事業者責任を果たすことが求められています。

なお、通知では、建設業者が建設工事の全部又は一部を一括して下請に出すいわゆる「丸投げ」行為は、建設業法で禁止していることも指摘しています。

建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について

平成6年8月31日 衛産第82号
厚生省産業廃棄物対策室長から各都道府県政令市産業廃棄物行政主管部
(局) 長宛通知

建設工事から生じる産業廃棄物（以下「建設廃棄物」という。）の処理に関しては、これまで平成2年5月31日付け衛産第37号当職通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」等により指導していただいてきたところであるが、今般、建設工事における排出事業者の範囲等について下記のとおり解釈の統一を図ることとしたので、これに基づき、建設廃棄物の適正処理推進につき関係者への指導の徹底を図られたい。

その際、ここで指示す排出事業者の範囲等は、基本的には従来の解釈を踏襲するものであり、こ

れまでの一義的な解釈では必ずしも説明が十分でなかった一部のケースについて排出事業者の範囲等を明確にするものであることに留意されたい。
(中略)

記

- 建設工事における排出事業者の範囲等について
 - 建設工事を発注者Aから請け負った建設業者（元請業者）Bは、当該建設工事から生じる産業廃棄物の排出事業者に該当することから、その処理を自ら行わず他の者に行わせる場合に

は、産業廃棄物処理業の許可を請けた者に委託することが必要であること。

(2) ただし、元請業者Bが他の建設業者（下請業者）Cに対し、例えば、

① 当該建設工事の全部を一括して請け負わせる場合

又は、

② 当該建設工事のうち他の部分が施工される期間とは明確に段階が画される期間に施工される工事のみを一括して請け負わせる場合であって、

i Bが自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていると認められるときは、B及びCが排出事業者に該当すること。

ii Bが自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていると認められないときは、Cが排出事業者に該当すること。

(注) Cが請け負った建設工事のうちの全部又は一部を、更に他の建設業者D（孫請業者）に請け負わせる場合等についても、上記のような考え方が適用される。

(3) なお、Cが排出事業者に該当する場合 ((2)① ii. 及び(2)② ii.) については、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条の規定が適用され、このような形態の請負は原則として禁止されていることに留意すること。

2. 建設工事における下請業者に対する指導等について

(1) 1. に示したように、建設廃棄物については請負の形態により排出事業者の範囲が異なるが、建設業においては建設工事現場ごとに様々な請負形態で工事が行われると考えられること、例えば、

① 同一の建設工事現場で建設工事を行っている複数の下請業者（孫請業者等を含む。以下同じ。）がそれぞれ排出事業者に該当する場合には、これらの下請業者が排出する建設廃棄物が混在し、他人の排出した建設廃棄物を運搬するおそれがあること

② また、ある建設工事現場では建設廃棄物の

排出事業者に該当した建設業者が、当該建設工事を完了した後、他の建設工事現場で建設工事を行う場合においては、当該建設廃棄物の排出事業者には該当しないといったことも考えられること

から、無許可で建設廃棄物を処理するといった事態が生じないよう、建設廃棄物の処理を行うことが想定される下請業者については幅広く産業廃棄物処理業の許可を受けるよう指導すること。

(2) なお、産業廃棄物処理業の許可を受けないで建設工事を請け負っている下請業者が建設廃棄物の処理を行っている場合は、重点的に指導監督を行うとともに、必要に応じて立入検査を行い、不適正処理の未然防止に努めること。

(3) また、下請業者及び元請業者が排出事業者となる場合には、建設廃棄物の適正な処理を確保する観点から、元請業者が率先して排出事業者責任を果たすよう元請業者の指導監督に努めること。

3. 建設廃棄物に関するマニフェストシステムの運用について

1. に示したように、建設廃棄物については下請業者が排出事業者となる場合もあるが、排出事業者の範囲の違いによりマニフェストの使用に係る適用関係が左右されることは建設廃棄物の流れを適切に管理するという観点から適当でないことから、元請業者及び下請業者が排出事業者となる場合において、下請業者が建設廃棄物を処理するときにも元請業者がマニフェストを交付するシステムとして、別添のとおり「建設廃棄物マニフェストシステム実施要綱」を定め、実施することとしたので、建設工事における元請業者、下請業者等関係者に対し、本要綱の周知徹底を図られたいこと。

（別添 略） 別添の「建設廃棄物マニフェストシステム実施要綱」は誌面の都合で、その掲載を削除させていただきましたが、その概要は、次のとおりです。今後市販の法令集に収録されますのでご参考ください。

〈概要〉

前掲通知の記1により、下請業者が排出事業者に該当することとなった場合で、当該下請業者が、廃棄物を処理する場合においても、元請業者が、

マニフェストを当該下請業者に交付しなければならない。これを前提としてマニフェスト各票の運用手順が定められている。

産業廃棄物処理の委託契約（続）

本誌前号（第21号、平成6年9月25日付発行）に引き続き産業廃棄物処理の委託契約を扱います。

前号では、「産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準に関する留意事項について」を紹介しましたが、本号では、その続編ともいべき「委託基準」に係る廃棄物処理法適用上の疑義を一問一答形式により解説された通知を以下に紹介いたします。

産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準に係る 廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について

平成6年2月17日 衛産第20号
厚生省産業廃棄物対策室長から各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長宛通知
(改正 平成6年7月29日 衛産第66号)

産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準については、平成6年2月17日付け衛産第19号により指示したところであるが、このたび、標記について、平成4年7月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正法の施行前の通知の見直しも含め、別紙のように取りまとめたので、これに基づき委託基準等の適正な運用を図られたい。

なお、別紙においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を「法」と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）を「令」と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）を「規則」と、それぞれ略称する。（中略）

別 紙

1 委託契約の当事者

（委託のあっ施）

問1 汚泥の脱水の中間処理業を行っている中小

企業等協同組合が二つあるが、この二つが中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて合体し、一つの連合会を作った。この連合会が汚泥の排出事業者からその処理の委託を受け、その処理をどちらか適当な協同組合に委ねる方法を考えているが、この行為は法第12条第3項の委託基準違反になるか。なお連合会は一つの法人格を持つが、連合会自身に処理能力はない。

答 連合会が単に排出事業者と処理業者たる協同組合との間のあっせんを行っているだけで実際の処分委託は当事者間で行われているのであれば、法第12条第3項に違反するものではない。

（事業者団体等への委託契約権限の委任）

問2 排出事業者が直接処理業者と契約を締結せず、排出事業者団体等に契約締結権限を委任することにより、委任を受けた排出事業者団体等と産業廃棄物処理業者が処理委託契約を締結す

る（ただし、契約の当事者は、排出事業者と産業廃棄物処理業者）ことは、法第12条第3項に違反しないか。

答 契約締結に関する権限のみを委任状を交付し委任するのであれば差し支えない。この場合、当該排出事業者団体等は法第19条の4に規定する処分を委託した者に該当しないなど、排出事業者責任まで委任できるものではないことに留意すること。

（一つの契約書による複数の事業者との契約）

問3 排出事業者と処理業者が委託契約を締結するに当たり、複数の排出事業者名を列記、押印するとともに、各排出事業者ごとの委託量を記入する契約書でも、令第6条の2第2号（第6条の5第2号においてその例によることとされている場合を含む。）の契約書として差し支えないか。

答 お見込みのとおり。

（事務として処理を行う自治体への委託）

問4 法第10条第2項又は第3項の規定により、その事務として産業廃棄物の処理を行う市町村又は都道府県に、産業廃棄物の処理を依頼することは、法第12条第3項の委託に該当するか。

答 当該行為は委託に当たらない。したがって、当該行為について法第12条第3項の規定は適用されない。

（中間処理後の廃棄物の委託）

問5 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物の処理を他人に委託する行為は、排出事業者としての処理委託であるとみて、法第12条第3項を適用して差し支えないか。また、埋立処分業者が埋立処分後に生ずる産業廃棄物（浸出液処理に伴い生ずる汚泥等）を他人に処理委託する行為についても、同様に解してよいか。

答 中間処理業者が中間処理した後に生ずる産業廃棄物は中間処理という事業活動に伴って生じた産業廃棄物であり、当該産業廃棄物の処理については中間処理業者に排出事業者としての処

理責任がある。したがって、中間処理業者が当該産業廃棄物の処理を他人に委託する行為については法第12条第3項が適用される。

また、埋立処分業者が埋立処分後に生ずる産業廃棄物を他人に処理委託する行為についても、同様である。

（処理委託費用）

問6 排出事業者Aが、産業廃棄物処理業者Bに対し、産業廃棄物をBの指定する場所まで運送する費用として、トン当たり1,750円を支払う一方、300円の売却代金を得て当該廃棄物を排出場所でBに引き渡している。この場合、AはBに産業廃棄物の処理を委託していると解してよいか。

また、上記の場合において、Aが、排出場所からBの指定する場所まで運搬することを運送業者Cに委託して、運送費をCに支払う場合は、AはCに産業廃棄物の運搬を委託していると解してよいか。

答 お見込みのとおり。

2 委託契約書の内容等

（区間を区切った委託）

問7 排出事業者Aが産業廃棄物の運搬を産業廃棄物収集運搬業者Bに対し一定の区間を限って委託し、更に他の区間を産業廃棄物収集運搬業者Cに対し委託することは法第12条第3項に違反しないか。

なお、運搬の委託契約はA B、A C間で結ぶ。

答 お見込みのとおり。

（運搬、処分者同一時の契約）

問8 産業廃棄物の運搬及び処分を同一の者に委託しようとする場合は、運搬、処分それぞれについて別々の契約書が必要となるか。

答 一つの契約書でもよい。

（区間を区切った委託の最終目的地）

問9 排出事業者が、自社から積替保管場所までの運搬をA社に、当該場所から処分の場所まで

の運搬をB社に、それぞれ委託する場合に、A社との契約においては、令第6条の2第2号ロの運搬の最終目的地として積替保管場所を記載してよいか。

答 お見込みのとおり。

(感染性産業廃棄物の種類毎の記入)

問10 感染性産業廃棄物の処理を委託する場合の委託数量は廃プラスチック類等の産業廃棄物の種類ごとに委託契約書に明示する必要があるか。

答 感染性産業廃棄物全体について記入すればよい。

問11 令第6条の5に規定する文書の記載事項として、規則第8条の14に「委託しようとする特別管理産業廃棄物の性状」が定められているが、これには分析値も含まれるか。

答 分析値の記載は義務づけられてはいない。

3 委託基準違反となる事例

(処理委託関係)

問12 排出事業者Aが産業廃棄物収集運搬業者B、産業廃棄物処分業者C等との間で次のような形で産業廃棄物の処理委託を行った場合、法第12条第3項の適用関係はどうなるか。

- (1) AはBと運搬委託契約を、またCと処分委託契約を締結し、産業廃棄物がBにより他の産業廃棄物処分業者Dへ運搬され、Dにより処分された場合
- (2) AはBと運搬委託契約を、またCと処分委託契約を締結し、産業廃棄物がBにより無許可業者Eへ運搬され、Eにより処分された場合
- (3) AはBと運搬委託契約及び処分委託契約を締結し、産業廃棄物がBによりCへ運搬され、Cにより処分された場合
- (4) AはBと運搬委託契約及び処分委託契約を締結し、産業廃棄物がBによりEへ運搬され、Eにより処分された場合

答 (1)及び(2)の場合にあっては、BがCまで運搬しなかったことが運搬委託契約の内容に起因している場合は、Aは法第12条第3項違反となる。(3)及び(4)の場合、Aは法第12条第3項違反となる。

また、(2)の場合はE、(3)の場合はB、(4)の場合はB及びEについては法第14条第4項違反と、また、(1)～(4)の場合はBは法第14条第9項違反となることにも留意されたい。

問13 排出事業者Aが、産業廃棄物収集運搬業者Bと契約を締結し、Bに対し収集運搬の委託を行った。

Bは、収集運搬業の許可申請時にBの従業員として届出をしているD（実際は雇用関係がなく別会社を経営し、収集運搬の許可なし）に収集運搬の指示をした。

これを受けて産業廃棄物がDによりCまで運搬され、Cにより処分された。

この場合、Bは法第14条第9項違反であると解してよいか。

答 お見込みのとおり。なお、この場合、Dについては法第14条第1項違反となる。

問14 産業廃棄物収集運搬業者Aが、仕事のある時に限って、収集運搬の許可を持たないダンプ運転手B（ダンプ持込み）を一日常用名目で、産業廃棄物の運搬契約を締結し、産業廃棄物をBによって処分場へ運び処分させた場合、産業廃棄物の運搬契約が成立している場合は、Aは法第14条第9項違反であると解してよいか。

答 お見込みのとおり。なお、この場合、Bについては、Aの従業員と見なすことはできず、法第14条第1項違反となる。

問15 建設廃材の埋立処分業者Aは自らの最終処分場を閉鎖した後、他の最終処分場を確保する意思及びその見通しを全く有しないので、都道府県知事から廃業するようにとの指導を受けていた。ところが、排出事業者Bは、このような事情を知っているにもかかわらず、Aに建設廃

材の埋立処分を委託し、Aはその建設廃材を不法投棄した。Bは法第12条第3項違反となると解するがどうか。

答 お見込みのとおり。

(三者契約)

問16 排出事業者が産業廃棄物処分業者Aと直接接触してAの能力等を確認することなく、産業廃棄物収集運搬業者Bの説明を聞いたのみで、AとBを契約相手とする、いわゆる三者契約を締結することは委託基準に反すると考えるがどうか。

答 お見込みのとおり。

問17 排出事業者Aが産業廃棄物処分業者Bに処分を委託し、Bが無許可業者Cに処分を再委託した場合、Aに対し委託基準違反を問うことができるか。

答 Aの委託基準違反を問うことはできない。ただし、AがBの再委託基準違反について積極的に関与している場合は、共犯としてBの再委託基準違反を問うことができる場合がある。

4 マニフェスト

(他の委託者に対する文書とマニフェストの相違)

問18 事業者が産業廃棄物の運搬を委託しようとする者以外の者にその処分等を委託しようとする場合に交付する令第6条の2第4号の文書は、マニフェストのことと解してよいか。

答 令第6条の2第4号の文書は、法第12条第3項の規定に基づき、原則として事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託しようとする際に交付するものであり、当該委託の後、産業廃棄物の受託者に引き渡す際に交付するマニフェストとは本来異なるものであるが、運搬の委託を受ける者及び処分又は再生の委託を受ける者の氏名等が記載されたマニフェストが交付される場合には、当該文書は交付されたものとみなして差し支えない。

(委託契約書とマニフェストの相違)

問19 マニフェストを使用している場合にあっても、令第6条の2又は第6条の5の契約書が必要と解してよいか。

答 お見込みのとおり。

(マニフェスト使用時の契約書記載の省略)

問20 マニフェストを使用する場合は、令第6条の2第2号イの「種類及び数量」について、契約書に記載する必要はないのではないか。

答 記載する必要がある。

5 その他

(専ら物の処理委託)

問21 法第12条第3項の委託基準は、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の処理を委託する場合においても適用されると解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問22 法第12条第3項の委託基準違反を問うためには、委託基準に違反する委託の契約が締結されただけではなく、実際に委託が行われ産業廃棄物の運搬又は処分に係る行為が着手される必要があると考えられるがどうか。

答 お見込みのとおり。

(再々委託)

問23 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の再委託を受けた産業廃棄物処理業者がその収集、運搬又は処分を再度他の処理業者に委託することは認められないと解するがどうか。

答 お見込みのとおり。

大垣保健所管内産業廃棄物処理計画

西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会

岐阜県では平成6～10年度に向けた新たな処理計画「岐阜県第四次産業廃棄物処理計画」が平成6年3月に策定された。そこで、この処理計画に基づき、大垣保健所では「大垣保健所管内における産業廃棄物処理状況と将来予測」（県第四処理計画大垣保健所管内版）がとりまとめられた。

平成6年5月30日、大垣市スイトピアセンターにおいて開催した当協議会の平成6年度定期総会後の特別講演では、社団法人岐阜県環境保全協会の小瀬洋喜理事長を講師にお迎えし、「産業廃棄物の今後の処理を考える」を講演として特別講演を開催した。

講演内容は、大垣保健所がまとめた「大垣保健所管内における産業廃棄物処理状況と将来予測」により、西濃地域の産業廃棄物の現状と今後の処理を県の処理計画と比較検討し、発生及び処理状

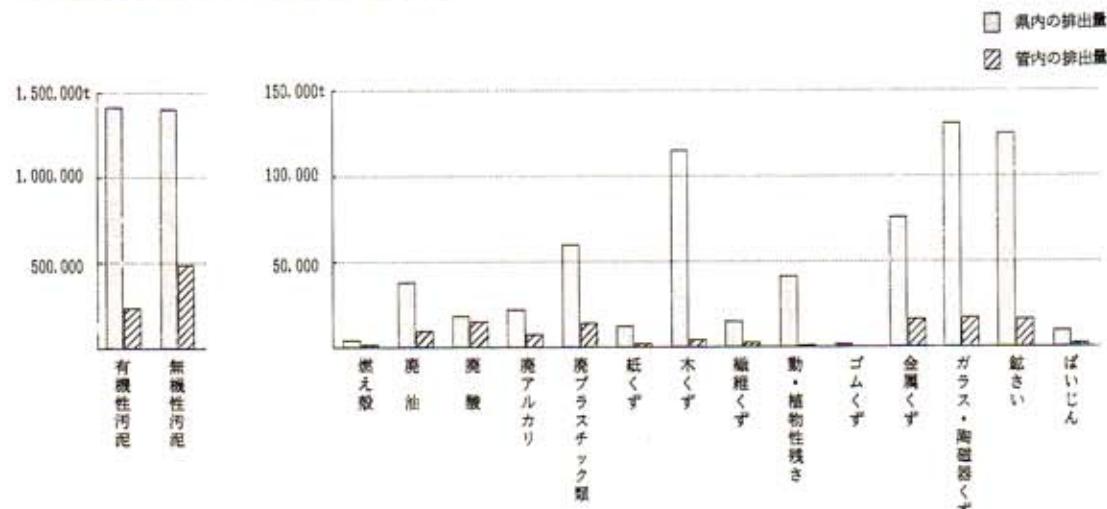
況の概要、排出状況、減量化・最資源化の状況、処分状況、将来予測等の各種内容を横断的にまとめたお話をあった。その他では、廃棄物処理センターを核とした施設設備構想、機能分担構想とニューリゾートプラン、最終処分場等におけるこれから遮水型地盤安定剤の効果についてである。

これら盛り沢山の講演内容に会員ら62名は熱心に聞き入り、地域における産業廃棄物処理の考え方・今後の歩むべき方策について大変参考となつたところである。

当協議会としては、県計画及びこの地域の処理計画に基づき、地域における産業廃棄物の減量化、再資源化並びに適正処理を押し進めて行きたいと考えている。

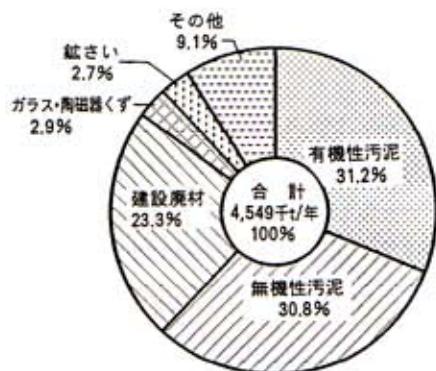
〈処理計画概要〉紙面の都合にて処理計画の一部を掲載

■種類別産業廃棄物の排出量（平成3年）

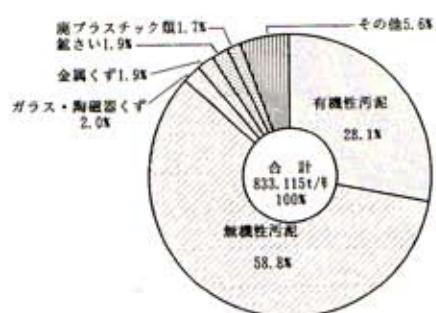


会員団体の動向

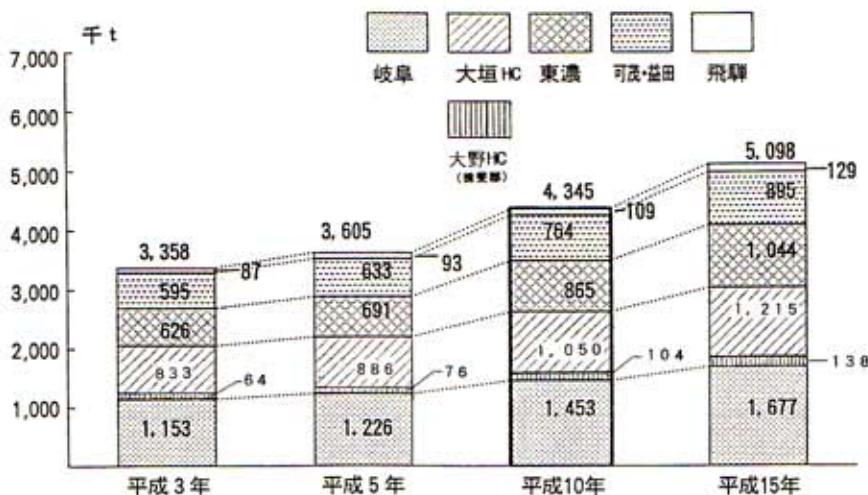
県 内



大垣保健所管内
(建設廃材を除く)



■地域別産業廃棄物の将来予測（建設業を除く）



オセアニアにおける環境保全について

可茂保健所 平野典夫

この夏休みを利用して、涼しい2ヶ国を訪れました。両親連れのホリディの中の時間を利用して、ニュージーランドのクライストチャーチ市役所及びカンタベリー地方庁に飛び込み訪問をして、環境、廃棄物、水道等の担当者と意見交換をしてきました。また、オーストラリアのシドニー市では、ごみ焼却工場を訪れ、場長から1時間にわたり場内の施設の案内を受けました。

ジーンズ姿の国籍不明の旅行客が予約もなしに訪れ、扱いには困ったと思われますが、訪問の意図が分かるといずれも大変親切な対応をしていただきました。これまで各種の視察団が先進といわれる各国を訪問していろいろな報告書が出されていますが、一風変わった報告をしてみます。

ニュージーランドは日本の7割の土地に350万人しかいないので、環境問題といえば、とべない鳥キウイバード等の自然保護ぐらいの認識しかありませんでした。

南島に渡り約300km車を飛ばす間に数えるくらいしか集落がなく、見えるものは羊だけという景色の後に着いたクライストチャーチ市で、水道水源の地下水汚染対策にやっきになっている話や、大気汚染防止キャンペーンや河川のクリーンキャンペーンの話を聞いたときは、全く意外な気がしました。大規模な工場はほとんど無い国であっても排ガス等でスモッグが出て困っていると聞くと、人間の生活と自然破壊とは表裏一体のものだという感じを強く持ちました。

クライストチャーチ市は、人口35万人なので岐阜市より少し小さい都市ですが、名古屋市に似た印象でした。しかし、水問題からみれば大きな違いがあります。緯度からみれば旭川市に該当する位置にあり、南極探検の基地として有名なこの都市も温暖で、水と緑の国にしてはめずらしく降水量が少なく、日本の4割ぐらいしかありません。

市中を流れるエイボン川は風情がありますが、周辺を含めれば南島の半分の人口が集中している都市の水を貯えるだけの水量はとてもありません。

したがって、水道水源は井戸水に頼っており、すでに水資源の8割を使っているので、このままでは将来の水需要が貯えないと郊外への水道メーター設置や各家庭への節水PRに努めています。

また、有害物質の流出・浸出・埋立により、世界でも有数の高品質な地下水に汚染が起こらないよう種々のパンフレットで啓発をしています。

大気汚染は日本の県庁にあたるカンタベリー地方庁が担当していますが、ここでは冬季スモッグ防止キャンペーンを行っています。遠景にサザンアルプスの白い山々を抱えるこの都市で、スモッグが発生するとはとても信じられませんが、地理・気象状況が特異なのか冬季に逆転層が発生するため、WHOの基準を上回る日が年5回以上あるといっていました。

この原因は、家庭で暖房に使う石炭や木材等の燃焼と自動車の排ガスによるもので、特に経済的理由から木材燃焼バーナーを使う場合が多く、その利用者に他の暖房器具への切替えを呼び掛けています。英國以上に英國らしいといわれるクライストチャーチですが、スモッグまで英國ゆずりとは皮肉な話です。

ごみ処理については、一般家庭のごみはセメント袋のような紙袋に入れて、自宅前のごみボストに出していました。クライストチャーチ市のリサイクル担当の女性の話では、家庭内のコンポストを進め、処理場でもコンポストを作り農場で使用している。その他のリサイクルは、各部局ごとに施策を行っている。それでも残るのは、海岸近くの埋立地に最終処分しているとのことでした。処理場の写真をみても、工場のイメージよりは農場のイメージが強いものでした。

200km離れたカイコウラの海で、鯨の潮吹きやアザラシの群をみて、大自然の荘厳さに感激した後の、この国第3の都市の訪問は、庭園都市といわれるだけあって、とてもアメニティに富んだ環境が維持されていましたが、その裏で多くの人が環境保護に取組んでいることが良く分かりました。この次来るときは自分が観光案内をしてあげようといってくれるなど、とてもフレンドリーな人ばかりでした。

国が変ってオーストラリア第1の都会シドニーは2000年のオリンピック開催で有名ですが、ひとつの街でニュージーランドに匹敵する人が住む大都会です。非常に美しく活気のあるこの街は、以前訪れたときも、どのような都市機能を持っているのか興味を感じましたが、バックツアでは確認しようもなく、今回時間を作つてシドニー市役所を訪れました。田舎風のニュージーランドと違って市の対応もビジネスライクに感じました。ここでもリサイクル担当は女性で、処理場の見学の申入れをすると、その場で Warerlay Woollahra ごみ焼却場に電話を入れてくれました。

ここでの Ferguson 所長の英語はとても理解しやすく、ユーモアに溢れた話し振りと相まって、知りたいことはほとんど教えてもらいました。

施設自体は日本のものと大差がありませんが、搬入するパッカー車は5~7t車と大型のものでした。搬入されるごみは外見からも日本と異なり堆肥の原料のような印象を受けました。含水率は30%で、50%を越す日本のごみと違ってバサついて乾燥した感じでした。

街中には、リサイクルガラス瓶、リサイクルアルミ缶、ノンリサイクルリッター瓶など色違のごみ容器が置いてあり、場所によっては午前・午後と区分された容器があるなど分別収集がかなり進んでいる結果だとも思われます。

焼却炉及び煙突の周りでも異臭はなく、施設が街中にあっても苦情はないように思われます。しかし、設置後20年を経過し、建替計画がなかなか

進行しないとのことでした。

最終処分地は焼却場とは別にあり、空港から4kmほどのところにありますが、見たところたどり立地という感じです。シートは貼っていないということなので、日本では考えられないというと、①産業系のものはごくわずか②地下の岩盤が強固である③水道はダムを水源とし地下水利用はほとんどない④分析をしても有害物質は検出されないと理由で不要であるとの説明でした。

可茂地区では、可茂衛生組合で溶融スラグだけを埋立てるという条件で新処理施設の計画があり、その話をしたところ、経費や技術面でいくつかの質問がありました。あまりに高価なため驚いていましたが、日本ではこうでもしないと受け入れられない、まして産業廃棄物では反対運動でほとんど施設ができないと説明すると大きくうなづいていました。アメリカや日本など各地の処理施設を見たことがあるとのことで、ごみ問題の対応については、すっかり意気投合しました。

シドニーは、オリンピックが決まったせいか、街中の古いビルが解体されています。歴史の新しい国とはいえ、美術品のようなビルが取り壊されて近代的な建造物に変わっていくのはなにか寂しい気がします。新旧入り交ったオーストラリアのいいところであり、悪いところでもあるのでしょうか。

あまり経験できない旅をして、個人的な興味からいくつかの役所を訪れました。しかし官費旅行でなく、全く一人で訪問したことから、担当者の本音の部分を開けたことは望外の幸せでした。

こちらが聞いた分だけ質問を受けました。単なる研修でなく問題意識を持って相手方と意見交換をするそんな旅が若干ながらもできました。

親孝行旅と称し、実はスキーが目的だった旅行がほんの数時間の活用で、予想もしない成果を得ることができて、なんでも飛び込んでみることが大切だとつくづく感じました。機会を見つけてまたチャレンジしてみたいものです。

産業廃棄物業務功労従業員の推薦を —会員の皆様へ—

協会では、毎年3月の通常総会の席上で、会員又は、その従業員等で産業廃棄物関係業務に功労のあった者の表彰を行っています。

この表彰の従業員の功労に関しての表彰基準は、下記のとおりですので、会員におかれでは、それぞれの会員企業の従業員（団体加入の賛助会員にあっては、その団体の構成員企業の従業員）で表彰基準のいずれかに該当する方がおられれば、ご推薦くださるようお願ひいたします。

なお、ご推薦にあたっては、1月25日までに予

じめ、当協会事務局へご連絡ください。

表彰基準（抄）

1. 産業廃棄物業務に通算15年以上従事した者、若しくは50歳以上の者であつて生活環境保全に尽力し、他の模範となる者
2. 産業廃棄物業務について創意工夫を行い、業務能率の増進に寄与した者
3. 重大な災害を未然に防止し、又は災害に際し功労のあった者

大臣認定各種講習会

本県で2月実施の産廃収運新規許可 講習会は満員

平成6年度も余すところ3ヶ月となり、本年度の大蔵認定各種講習会の開催も残り少なくなりました。

本年度も講習会受講者は非常に多く、特に産業廃棄物処理業の収集運搬新規許可講習会は、今後3月まで近県の会場はどこも満員の状況で、本県では2月14・15日と16・17日の2回開催しますが、受講申込者は、いずれも満員の盛況です。

また、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会は本県では昨年10月に4回開催し750人程の方が受講されました。この講習受講対象となる事業所の範囲は広く受講漏れ、事業所における要員の配置換え等で、今後とも多くの受講希望が見込まれます。

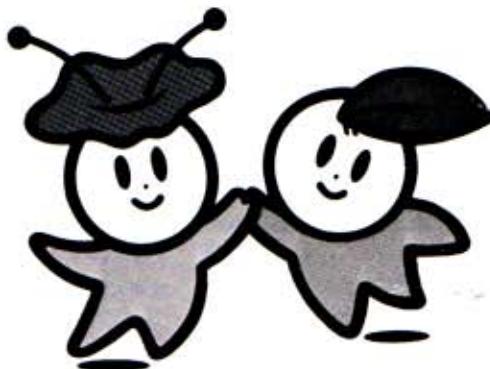
いずれにしても本年度は残り少なくなりましたので来年度の開催が待たれるところです。

平成7年度の開催予定

平成7年度においても大臣認定の各種講習会は全国各地で開催されますが、これらの開催日程は、上期（4月～9月）開催分が本年3月に、下期（10月～翌年3月）開催分が本年9月に、それぞれ発表される予定です。本誌でもお知らせしますのでご留意ください。

本県では、産廃収運更新許可講習と特管管理責任者講習を上期に、産廃収運新規許可講習を下期に開催する予定です。発表時期には本誌でお知らせします。

花の万博5周年記念 花フェスタ'95 ぎふ



はな ゆめ ひと
テーマ／未来へ一花・夢・人



のゾーン

自然の美しさをダイナミック
に演出します。



のゾーン

面白さと楽しさを演出します。

- ・日本一のバラ園 (1,100種 23,000株)
- ・花いかだの池 (水上花壇)、地球花壇
霧のブレリュード、ハーブ園
ワイルドフラワー
- ・ローズレストラン
- ・大きな芝生広場、アスレチック道場

- ・花夢館、華やかな館、可児市館 (仮称)
ハイテク恐竜館、バーチャル館
- ・楽市楽座、花の屋台横町
- ・プリンセスホール雅 (イベントステージ)
- ・花の日本列島、花の迷宮、ちびっこ広場
・ふるさと日本一広場



のゾーン

調和のとれた暮らしの中の花
かぎりを演出します。

- ・花のタワー、花の地球館、花トピア、
バザール広場
- ・花の芸術アベニュー

会期／平成7年4月26日～6月4日
会場／県営可児公園 (花トピア)
—可児市瀬田—

全産廃連の太田会長ご逝去

当協会が加盟している社団法人全国産業廃棄物連合会の太田忠雄会長（福島県：ひめゆり総業株式会社社長）が昨年11月12日に、心不全のためご逝去されました。享年68才でした。

太田氏は、全産廃連の設立以来約17年間にわ

たって会長を勤めてこられ、この間、全産廃連の法人化、処理業界の組織強化と資質向上に多大のご尽力をされました。

なお、12月16日に東京青山斎場において全国産業廃棄物連合会葬が執り行われました。

編集後記

明けましておめでとうございます。

昨年も例年に劣らずいろいろなことがありました。国全体がびっくり仰天の自民党と社会党の連合をはじめ、猛暑による未曾有の水不足等々……。

今年の景気の動向についても相変わらず不透明であり、国民全体をやきもきさせていますが、その中でも我々の身近なことの一つに全体的な価格破壊の問題があります。

この価格破壊は一時的には物価が安くなり庶民の暮らし向きには大きなプラスのようにも思えますが、しかし、よくよく考えて見ますと今の日本の経済システムの中で物が高く売れないということは即、収入が減るということであり、今までどおりの商売や経済のあり方を、根本的に見直す必要にせまられているように思えるのです。

今後、数年内に30%以上の物価の引下げが実現するという極端な説もありわれわれ産業者にも、この価格破壊がどのような経営上の問題を提起するのか、大いに関心をはらわざるを得ないと

ころであります。

さて、平成7年新春号をお届けいたします。

本号は「新春委員長座談会」を特集としました。この中で委員長さん方は、異口同音に「共同処分場」とりわけ公共関与による処分場の早期実現を力説してみえますが、我々廃棄物処理に係わる者にとっては、切実で緊急を要する課題であります。しかし、公共が関与する処分場といえども、その設置は容易でないことは、つとに知られているところです。どうしても、県の提唱される「地球環境村」の中の一施設と位置付けた事業展開が不可欠であると思われます。「地球環境村」の早期実現を願うものであります。

座談会では、また、廃棄物処理の重要性と三位一体の協会活動を広く一般市民に対してPRせよと言つておられます。我々広報編集委員としては、その激励に応え、本年も一層の努力をいたす所存でございます。会員の皆様のご支援をお願い申し上げます。
(広報編集委員 中尾 勝)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山 村 けい

副委員長 浅 野 勇

委 員 坂 井 修 川 合 清 和 中 尾 勝

野々村 清 野 村 清 晴 山 口 繁

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用してあります。)

西濃採土石協同組合

理事長	山村	けい
副理事長	伊藤	春夫
	渡辺	文雄
	伊藤	哲夫
監事	瀬古	武美
	岡本	博視

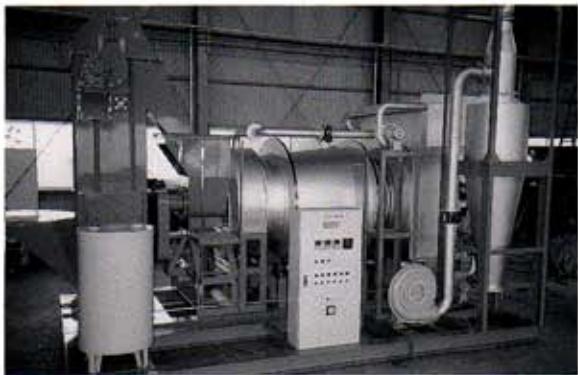
組合員

伊藤建工株式会社
 岡興産
 岡本建材株式会社
 三建産業株式会社
 瀬古興業株式会社
 株式会社小林組

西濃建設株式会社
 曽根碎石株式会社
 丸高産業株式会社
 山村碎石株式会社
 有限会社渡辺建設

〒501-05
 岐阜県揖斐郡大野町字黒野548番地
 T E L <0585> 32-2727
 事務局代表 磯村亮一

“環境にやさしい” IEC回転式産業廃棄物焼却炉



営業内容 産業廃棄物処理、資源化処理設備
産業及生活排水、排ガス処理設備
分析測定、環境改善指導

特 徴

- ◇汚泥、廃液、生ゴミ、廃プラスチック等を簡単に安全に焼却
- ◇自動運転、連続運転
- ◇省燃費、高性能
- ◇小型から大型まで多機種
- ◇低価格
- ◇実績50台以上

販売・設計・製作・施工

イビデンエンジニアリング株式会社

岐阜県大垣市河間町3丁目55番地

☎ (0584) 75-2301㈹ FAX (0584) 81-6639

みんな好評。みんなに好評。



全・新型 New キャンター慶芥誕生
CANTER GUTS 1.5も大好評



あなたと創る Creating Together 三菱自動車

くらべたら、今度のキャンター。
スタイリッシュなキャブがいい。プロジェクタヘッドランプで夜間視界がいい。乗用車感覚の走りがいい。
荷台の使いやすさ、整備性がいい。実力はくらべてみればすぐわかる。結論はやっぱり新型キャンター。

名古屋三菱ふそう自動車販売株式会社

岐阜支店 羽島郡岐南町上印食7-89 (058) 245-9111(代表)
大垣支店 大垣市築捨町5-70 (0584) 89-2250(代表)
東濃支店 土岐市泉大島町5-2 (0509-51) 電話 (0572) 54-5111(代表)
中濃高山支店 美濃加茂市加茂野町加茂野字東野18-3 (0505) 電話 (0574) 26-8257(代表)



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成7年1月1日発行	第22号
編集 発行 社団法人 岐阜県環境保全協会	
理事長 小瀬洋喜	
〒500 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階	
TEL <058> 272-9293	
FAX <058> 272-6764	
印刷 共和印刷株式会社	